

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年3月2日付け高福保第145号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開とした処分のうち，「審査請求書に添付されている領収書中の法人名および住所」，「学校法人からの通知文」ならびに「民生委員の氏名および印影」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立てについては，棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高福保第145号の諮問に係るもの】

- (1) 全国生活保護裁判連絡会から高松市長あてに提出された平成18年7月6日付の「再度の申入書」に対する高松市長からの一切の回答文書の全部
- (2) 平成18年7月から本公開請求書到達日までに提出された一切の生活保護申請書（添付書類を含む。）および当該各申請に対する処分通知

書控えまたは写し

- (3) 平成18年4月から本公開請求書到達日までに提出された生活保護関連の各処分に対する不服申立書類写しおよび当該各不服申立てに対する処分通知書写し

平成18年12月18日：請求人からの公開請求を受付

平成18年12月27日：実施機関が公開決定等期間延長の決定

平成19年1月15日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成19年2月5日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例第8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

平成18年1月16日（月）に西日本放送(株)がテレビ放送した日本テレビ放送網(株)制作の番組「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会～生活保護は助けてくれない～」に関連して，平成18年4月28日全国生活保護裁判連絡会から高松市長あてに「警察官・刑務官の生活保護面接窓口配置は適法か」等の申入れがあり，それに対して平成18年6

月1日に回答したが、平成18年7月10日当連絡会から再度の申入れがあった。その再度の申入れに対して平成18年9月4日に回答したものの。

生活保護の運営にあたっては、最後のセーフティネットとして、公正・公平な判断のもと、真に保護を必要とする世帯への最低限度の生活を保障するため、保護の申請に対して適正な決定を行っている。

(2) 非公開部分について

ア 保護決定通知書および保護申請却下通知書の控えまたは写し、審査請求書および裁決書の写しのうち、個人の住所、氏名、年齢、印影、個人の行動記録や病状など個人の行動・健康状態が記載されている部分、自筆で記入された文書、学校法人からの通知文、求職活動先の情報、医療機関情報、民生委員の氏名・電話番号、保護停止決定の理由が記載されている部分

個人に関する情報であって、または、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

イ 審査請求書および裁決書写しのうち、審査請求書に添付している裁決書中の再審査請求に至る経緯、計算書兼請求書の内訳金額および金融機関情報について

再審査請求に至る経緯については、当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わされることにより、特定の個人が識別されるおそれがないとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

計算書兼請求書の内訳に記載された単価は、法人の販売が営業上のノウハウ等の経営情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあることから、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関

係に無い一般市民にまでこれを公開することは、本人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、本人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

ウ 保護申請書（添付書類含む）および生活保護法による一時扶助申請書について

当該文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書のうち、公開したものについては高松市長から全国生活保護裁判連絡会あての平成18年9月4日付け高福保第63号文書、一部公開したものについては生活保護申請に対する保護決定通知書、保護申請却下通知書控えまたは写し、審査請求書および裁決書写し、非公開としたものについては保護申請書（添付書類含む）および生活保護法による一時扶助申請書である。以下、非公開部分について検討する。

(1) 保護決定通知書および保護申請却下通知書の控えまたは写し、審査請求書および裁決書の写しのうち、個人の住所、氏名、年齢、印影、個人の行動記録や病状など個人の行動・健康状態が記載されている部分、自筆で記入された文書、求職活動先の情報、医療機関情報、および保護停止決定の理由が記載されている部分について

当該情報について、特定の個人を識別することができるため、また、本人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 審査請求書に添付されている領収書中の法人名および住所について
本件情報は、審査請求書に添付されている領収書中に記載された、請求者たる法人の名称および住所である。

当該法人の名称は「日本司法支援センター」であり、「総合法律支援法（平成16年法律第74号）」に基づき設立された、独立行政法人に準じた法人である。当該法人名が公となっても法人の不利益とは言えず、また、特定の個人を識別することもできないため、公開すべきである。

(3) 学校法人からの通知文について

当該文書は、審査請求書に添付された書類のうち、学校法人から、保護者たる審査請求者にあてて送付された文書「平成18年度後期分授業料等の納付について」である。

これについては、一般的に、当該学校法人へ通う生徒の保護者全てに対して送付されているものと思われ、特定の個人を識別できる内容には当たらず、公開すべきである。

(4) 民生委員の氏名、住所、電話番号および印影について

当該情報は、審査請求書の添付書類のうち、文書「減免申請に必要なもの」および「市営住宅使用料等減免・徴収猶予申請書」の中に記載されている民生委員2名の氏名ならびにうち1名の住所、電話番号および印影である。

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、市内の各地区に設置されている無報酬の特別職地方公務員であり、その任期は3年である。

民生委員2名の氏名のうち、一方の民生委員の氏名については、地区民生委員児童委員協議会会長として、市のホームページにおいて公開されている。また、他方の民生委員の氏名については、ホームページで公開されてはいないが、前述のように民生委員は特別職地方公務員であることから、民生委員の氏名が記載されている当該対象行政文書は、条例7条5号の「市が行う事務または事業に関する情報」に該当する。そうであるならば、文書中の民生委員の氏名を非公開とできる場合は、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合か、あるいは民生委員の氏名を公開することで特定の個人が識別できる可能性が高い場合に限られる。しかしながら、対象行政文書は、

市民が市営住宅へ入居する際に地区の民生委員の意見を記載する書類であり、また、民生委員の名前が公開されたからといって、当該住宅へ入居希望の市民たる特定の個人を識別できる可能性は極めて低い。よって、他方の民生委員の氏名も公開すべきである。

印影についても、民生委員が当該書類に押印する様式となっており、職務に関する情報であることから公開すべきである。

また、民生委員の住所および電話番号については、当該情報は、地域住民に対して、民生委員が職務を遂行するに当たり必要な範囲の限度において周知されているものであり、何人に対しても公開されているものとは解されない。よって、条例7条1号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (5) 審査請求書および裁決書写しのうち、審査請求書に添付している裁決書中の再審査請求に至る経緯、計算書兼請求書の内訳金額および金融機関情報について

再審査請求に至る経緯については、特定の個人を識別するおそれがあり、公開することにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

計算書兼請求書の内訳に記載された単価は、法人の販売が営業上のノウハウ等の経営情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開とした実施機関の処分は相当である。

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 3月 2日	諮問書受付
平成20年 7月 30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月 21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月 22日	答申案審査
平成20年12月 25日	答申